

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

令和6年度 保育士修学資金貸付事業募集要項

令和5年12月1日

保育士修学資金を借入申請される方へ

本資金は保育士を目指す方への貸付金です。養成施設を卒業後に一定期間、島根県内で保育士として働く事で貸付金の返還が免除となる場合があります。

(※幼稚園教諭は免除の対象外です。)

募集要項を十分お読みになり、卒業後の進路や免除要件をご理解の上で申請をしていただくようお願いいたします。

1.目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、将来、島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。

2.応募資格

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「養成施設」という。)に令和 6 年度に在学される方(予定を含む)で、次のいずれの要件も満たしている方です。

- (1)優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から学費支弁が困難な学生。
- (2)原則、県内の市町村に住民登録をしている方、又は県内の養成施設等で修学する方。
- (3)養成施設を卒業後に保育士となり、別表に定める修学資金の返還債務の免除に係る対象業務従事区域及び施設等(以下「指定区域及び施設等」という。)において、保育の業務に従事しようとする方。

3.募集人数

90 名程度(一次募集…70 名程度、二次募集…20 名程度)

※所得の低い方を優先して貸付けます。

4.貸付条件

(1)貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。

ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合、貸付限度額(※)の範囲内であれば、その修学期間を貸付期間とすることができます。

(例 修学資金貸付のみの場合:3年間…月額 33,000 円、4年間…月額 25,000 円)

(※ 貸付限度額…修学資金または修学資金及び生活費加算額の合計)

(2)貸付限度額・募集期間

区 分	貸 付 限 度 額	募 集 期 間
《ア》生活保護世帯 《イ》アに準ずる方 *1	修学資金 月額 50,000 円 *2	○一次募集 令和 5 年 12 月 1 日(金) ～令和 6 年 1 月 31 日(水) ○二次募集 令和 6 年 4 月 1 日(月) ～令和 6 年 5 月 10 日(金)
	入学準備金 200,000 円 *2	
	就職準備金 200,000 円	
	生活費加算 *3	
《ウ》その他の方	修学資金 月額 50,000 円 *2	

*1 生活保護基準のうち生活扶助費第1類及び第2類の合計額(世帯全体の額)の 1.7 倍以下の収入の世帯

*2 「高等教育の修学支援新制度」と併用される場合は一部取扱いが異なります。

5.他の貸付事業との併用についての「※高等教育の修学支援新制度との併用に係る注意事項」をご覧ください。

*3 生活費加算は生活扶助基準の居宅(第 1 類)に掲げる額以内です。申請時の居住地及び年齢により決定します。3年又は4年貸付を受ける場合は、貸付限度額を修学期間(3年の場合:36回、4年の場合:48回)で除した額を月額とします。

また、生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。申込時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を希望される場合は、生活保護の廃止または世帯分離を行っていただき、生活保護の適用がないことを養成施設入学後に確認します。

(3)貸付利子

無利子 ※ただし、返還期限後は残額に対して年 3.0%の延滞利子がかかります。

(4)連帯保証人

1名必要です。別世帯の方でも可能です。

△ 連帯保証人には、修学資金の貸付を受けた方が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、状況を把握して頂くとともに、修学資金の貸付を受けた方の返還が滞った場合には連帯して貸付金を返還する必要があります。

※参考【生活扶助基準額（第1類）一覧】

年齢	2-1級地	3-1級地	3-2級地
	松江市	浜田市、出雲市、益田市 大田市、安来市、江津市 隠岐の島町	雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町 美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町 海士町、西ノ島町、知夫村
12~17	45,820円	43,360円	40,900円
18~64	43,640円	41,290円	38,950円
65~69	43,200円	40,880円	38,560円

※生活保護基準額に変更があった場合、申請日時点での生活扶助基準額を適用します。

なお、貸付決定後に生活費加算の変更は行いません。

5.他の貸付事業との併用について

他の貸付事業との併用については次の通りとなります。

併用可能	併用不可	
日本学生支援機構の貸与型奨学金	母子父子寡婦福祉資金	求職者支援(職業訓練、教育訓練等)
島根県育英会奨学金	生活福祉資金*4	その他国費による貸付や給付
日本政策金融公庫等その他の教育ローン	日本学生支援機構の給付型奨学金 (生活費加算との併用のみ不可 下記参照)	

***4 ただし、一定の条件のもと入学前の資金を借り入れることができます。
ご相談ください。**

※高等教育の修学支援新制度との併用に係る注意事項

	①修学資金	②入学準備金	③就職準備金	④生活費加算
授業料等減免制度	自己負担額内で併用可	減免後の入学金の自己負担額内で併用可	○	○
給付型奨学金 (日本学生支援機構)	○	○	○	併用不可

①修学資金貸付可能額(上限年額 60 万円) = 修学に係る費用総額*5 - 授業料減免額

②入学準備金貸付可能額 (上限 20 万円) = 正規の入学金 - 入学金減免額

③就職準備金は併用可能

④給付型奨学金を受けている方は生活費加算との併用不可

*5 授業料を含む、実習費及び教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費、実習に使用する被服費等、修学に係る必要経費の総額(生活費は除く)

6.借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、次の必要書類を **12.書類の提出先及びお問合せ先**まで提出してください。

なお、「ア 生活保護世帯」の方は、担当の市町村福祉事務所経由で提出してください。

	提出書類	ア 生活保護世帯		イ アに準ずる方 ウ その他の方	
		一次募集	二次募集	一次募集	二次募集
1	保育士修学資金借入申込書 (様式第1号)	○	○	○	○
2	養成施設の長の推薦状 (様式第2号) ※借入申込者が保育士養成施設 在学生の場合	○	○	○	○
3	就学意欲・就労意思等確認書 (様式第3号) ※借入申込者が高校生以外の場合	○		○	
4	高等学校が発行する調査書 ※借入申込者が高校生の場合	○		○	
5	世帯全員の住民票	○	○	○	○
6	世帯内の成人の全員分、未成年者のうち収入がある方の所得証明書または課税証明書(市町村長の発行するものに限る。源泉徴収票は不可) ※借受人本人の証明書も提出が必要 ※学生や無職、年金受給者の方も提出が必要			○	○
7	連帯保証人の所得証明書または課税証明書(市町村長の発行するものに限る。源泉徴収票は不可) ※連帯保証人が別世帯の場合	○	○	○	○
8	生活保護受給者証明書 (借入申込者を除く)	○	○		
9	借入申込者の生活保護の廃止を証明する書類 (入学後提出)	○	○		
10	福祉事務所の意見書	○	○		
11	離職証明書 (45歳以上の方)	○	○	○	○

7.貸付内定・決定及び資金交付

募集締切後、保育士修学資金等運営委員会にて貸付申請の審査を行い、貸付可否を決定します。その後、審査結果を全員に通知します。貸付を内定した方は、養成施設への入学後に在学証明書の提出を受けて貸付決定します。

借用書の提出を受けた後、初回分(4月～9月分、入学準備金)を送金します。以降の半期ごとに本会所定の在学証明書の提出を受け、半年分を交付します。

※貸付審査結果は通知のみとし、理由開示はいたしません。

※就職準備金については修学資金の最終回送金時に加算して送金します。

※高等教育の修学支援新制度のご利用がある方は毎年、後期分(10月～3月分)の送金時に差額の調整を行います。

○授業料等減免制度をご利用の方は年間の減免額が決定したのち、自己負担総額から減免額を差し引いて送金します。

例:前期 30 万円送金済 後期 30 万円送金予定

自己負担総額 95 万円 - 減免額 62 万円 = 貸付可能額 33 万円

前期にて 30 万円は送金済のため、後期は3万円の送金となります。

○給付型奨学金が決定した方で生活費加算を辞退される場合は、後期分送金額から前期送金済の生活費加算額を差し引いて送金します。

8.返還の免除

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全部を免除します。

- (1)養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、指定区域及び施設等において引き続いて一定期間*6 児童の保育等の業務に従事したとき。(ただし、産前・産後休暇や育児休業の期間は業務従事期間には算入しません。)
- (2)返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

*6 通常は5年間ですが、下記のいずれかの条件を満たす場合は3年間となります。

- 過疎地域、離島及び中山間地域等(次ページの別表:過疎地域、離島及び中山間地域等参照)において保育士の業務に従事した場合。
- 養成施設への入学時に45歳以上の方であって、離職して2年以内の方である場合。

(別表:過疎地域、離島及び中山間地域等)

過疎地域、離島及び中山間地域等	
松江市	鹿島町・島根町・美保関町・八雲町・八束町・宍道町上来待(和名佐、小林)
出雲市	古志町(上新宮)・上島町(延畑)・西谷町・稗原町・野尻町・宇那手町・馬木町 馬木北町・朝山町・所原町・見々久町・乙立町・東園町・西園町・外園町 平田町・西平田町・灘分町・出島町・島村町・美談町・西代町・国富町 口宇賀町・西郷町・本庄町・万田町・奥宇賀町・河下町・唐川町・別所町 猪目町・東郷町・東福町・久多見町・野石谷町・上岡田町・岡田町 多久谷町・多久町・園町・鹿園寺町・小境町・小津町・十六島町・釜浦町 塩津町・美保町・三津町・小伊津町・坂浦町・地合町・野郷町・美野町 斐川町学頭の一部・斐川町阿宮・斐川町出西(上出西一)・斐川町神氷の一部 佐田町・多伎町・大社町
浜田市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町 邑南町・津和野町・吉賀町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町	

※令和5年4月から適用

9.貸付契約の解除

修学資金の貸付を受けた方が次の各号に該当して、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除することとします。

- (1)退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3)学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4)死亡したとき。
- (5)虚偽の申請、報告、届出をしたとき、または不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6)その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

10.修学資金の返還

修学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)には、返還の事由が発生した翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に修学資金を返還することとなります。

なお、返還期限後は返還残額に対し年3.0%の延滞利子が発生します。

- (1)修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2)養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行わず、又は指定区域及び施設等で児童の保育等の業務に従事しなかったとき。
- (3)指定区域及び施設等で児童の保育等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5)本会が定めた期日までに正当な理由なく届出等を提出しなかったとき。

11.返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予することができます。

- (1)指定区域及び施設等において、児童の保育等の業務に従事しているとき。
- (2)貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

※産前・産後休暇や育児休業の期間中も返還を猶予することができます。

- (4)貸付期間の終了後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

12.書類の提出先及びお問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp

H P:<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>



13.貸付中の注意事項

貸付決定後、返還免除または返還完了となるまでは、借受人(借入された本人)や連帯保証人に変更が生じた場合は本会に届け出ていただく必要があります。

変更内容によって提出書類が異なります。下記を参考に書類を提出してください。

様式は島根県社会福祉協議会のホームページ「保育士修学資金貸付金」のページにてダウンロードが可能です。送付をご希望の方は **12. 書類の提出先及びお問合せ先**へご連絡ください。

状況		提出書類
在 学 中	貸付を受けることを辞退するとき	辞退届(様式第 22 号)
	退学・休学・停学・留年等、在学状況に変更があったとき	休学等状況届(様式第 23 号)
就 職 後	・保育士として従事しなくなったとき ・県外で就職したとき ・他業種に就いたとき	返還届出書(様式第 19 号) 従事状況届(様式第 25 号) ※「5 退職」欄に記入
	退職したが、県内の保育施設にて新たに勤務を開始したとき	従事状況届(様式第 25 号) ※退職と就職の届が各1枚必要(計2枚) 退職した保育所等:「5 退職」欄に記入 新たに勤務する保育所等:「1 就職」欄に記入
	・休職等をしたとき ・休職から復帰される時 (産休・育休・療養など)	従事状況届(様式第 25 号) ※「2 休職」欄に記入
	法人内異動があったとき	従事状況届(様式第 25 号) ※「6 在職」欄に異動までの在職期間を記入 「7 法人内異動」欄に異動日と異動後の保育所名を記入
	借受人、連帯保証人の住所や電話番号、氏名等の変更があったとき	異動届(様式第 26 号)
	借受人、または連帯保証人が死亡したとき	死亡等届(様式第 28 号) ※診断書等の添付が必要

※在学証明書・従事状況届等は、期日までに必ず提出すること

(別表)修学資金の返還債務の免除に係る対象業務従事区域及び施設等

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
島根県内及び東日本大震災等の被災地域の施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項及び4項に規定	児童発達支援、放課後等デイサービス(児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設)
		第7条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
	児童心理治療施設		
	児童自立支援施設		
	児童家庭支援センター		
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に掲げるもの	ア 法第59条の2の規定により届出をした施設	
		イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
		ウ 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
		オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
		家庭的保育事業	
		小規模保育事業	
		居宅訪問型保育事業	
事業所内保育事業			
第6条の3第13項に規定		病児保育事業	
第6条の3第2項に規定	放課後児童健全育成事業		
第6条の3第7項	一時預かり事業		
学校教育法	第1条に規定	・教育時間の終了後に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園、かつ ・「認定こども園」へ移行を予定している幼稚園	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設	
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業	

※幼稚園において幼稚園教諭として従事する場合は、返還免除対象業務に該当しません。

指定保育士養成施設一覧(中国地方)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

都道府県	養成施設名	学科・コース名
島根県	島根県立大学	人間文化学部 保育教育学科
	島根県立大学短期大学部	保育学科
	坪内総合ビジネスカレッジ	こども総合学科
	大阪健康福祉短期大学 松江キャンパス	保育・幼児教育学科
	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	こども保育学科
	出雲コアカレッジ	こども福祉科
鳥取県	国立大学法人鳥取大学	地域学部 地域学科 人間形成コース 幼児教育選修
	鳥取短期大学	幼児教育保育学科
広島県	広島国際大学	健康科学部 医療福祉学科 保育福祉学専攻
	広島文教大学	教育学部 教育学科 初等教育専攻 幼児教育コース
		人間科学部 人間福祉学科 社会福祉コース
	安田女子大学	教育学部 児童教育学科
	安田女子短期大学	保育科
	比治山大学	現代文化学部 子ども発達教育学科
	比治山大学短期大学部	幼児教育科
	広島文化学園大学	学芸学部 子ども学科
	広島文化学園短期大学	保育学科
	広島女学院大学	人間生活学部 児童教育学科
	広島都市学園大学	子ども教育学部 子ども教育学科
	広島修道大学	人文学部 教育学科 初等教育コース 保育・幼児教育コース
	広島医療秘書こども専門学校	保育科
	総合学園ヒューマンアカデミー広島校	チャイルドケアカレッジこども保育専攻
	福山平成大学	福祉健康学部 こども学科
福山市立大学	教育学部 児童教育学科 保育コース	

都道府県	養成施設名	学科・コース名
岡山県	岡山県立大学	保健福祉学部 子ども学科
	新見公立大学	健康科学部 健康保育学科
	美作大学	生活科学部 児童学科 保育士・幼稚園教員養成コース
	美作大学短期大学部	幼児教育学科
	就美大学	教育学部 初等教育学科
	就美短期大学	幼児教育学科
	環太平洋大学	次世代教育学部 こども発達学科
	中国学園大学	子ども学部 子ども学科
	中国短期大学	保育学科
	山陽学園短期大学	こども育成学科
	旭川荘厚生専門学院	児童福祉学科
	国立大学法人岡山大学	教育学部 学校教育教員養成課程 幼児教育コース
	ノートルダム清心女子大学	人間生活学部 児童学科
	専門学校岡山情報ビジネス学院	保育学科
	岡山短期大学	幼児教育学科
	倉敷市立短期大学	保育学科
	川崎医療福祉大学	医療福祉学部 子ども医療福祉学科
	くらしき作陽大学	子ども教育学部 子ども教育学科
作陽短期大学	音楽学科 幼児教育専攻	
山口県	宇部フロンティア大学 短期大学部	保育学科
	山口学芸大学	教育学部 教育学科 初等幼児教育専攻
	山口芸術短期大学	保育学科
	山口短期大学	児童教育学科 幼児教育学専攻
	岩国短期大学	幼児教育科
	至誠館大学	現代社会学部 現代社会学科 子ども生活学専攻
	下関短期大学	保育学科
	梅光学院大学	子ども学部 子ども未来学科 幼児保育専攻
	東亜大学	人間科学部 心理臨床・子ども学科 保育・幼児教育コース

※中国地方以外の養成施設についてはお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

～保育修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。保育士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還（返済）・業務従事の状況等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、保育士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①保育士修学資金等運営委員会

貸付の決定、貸付の内定、一時返還、貸付の停止、返還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

②指定保育士養成施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する指定保育士養成施設へ提供・照会することがあります。

③業務従事先の保育所等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

④他の都道府県社会福祉協議会等保育士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合（貸付・返還中に要保護世帯となった場合を含む）、世帯の状況や申込内容、貸付・返還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑦各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の 50 音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 島根県社会福祉協議会 生活支援部長
苦情対応責任者: 島根県社会福祉協議会 事務局長
住所: 島根県松江市東津田町1741番地3
電話: 0852-32-5953
FAX: 0852-21-0798
Eメール: shikin@fukushi-shimane.or.jp

○申請から貸付決定、送金までの流れは以下の通りです。

保育士修学資金スケジュール

【一次募集】

時期	申請者	県社協
12月～1月末	②申請書類の提出	①募集の案内 ③申請書類の受理
2月末頃	※学費の納付が困難な世帯は内定通知書(写)を養成施設等に提出し、納付金の支払を猶予してもらうよう依頼。	④運営委員会の開催 ⑤貸付内定、通知
4月～	⑥入学後、在学証明書の提出 ⑨借用書等の提出 ※借受人、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要となります。実印登録されていない場合は予めご登録下さい。 ⑫保護変更決定通知書(写)提出 ※生活保護世帯のみ	⑦在学の確認 ⑧貸付の決定、通知 ⑩借用書等の受理 ⑪振込日の確定及び送金 ※必要書類が揃い次第、随時送金します ⑬生活保護廃止の確認 ※生活保護世帯のみ

【二次募集】

時期	申請者	県社協
4月～5月中旬	②申請書類の提出	①募集の案内 ③申請書類の受理
6月末頃	⑥借用書等の提出 ※借受人、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要となります。実印登録されていない場合は予めご登録下さい。	④運営委員会の開催 ⑤貸付決定、通知
7月～		⑦借用書等の受理 ⑧振込日の確定及び送金

県社協あて名ラベル

本会へ書類等を送付される際に、封筒に貼ってご利用ください。

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根5階
島根県社会福祉協議会
生活支援部 福祉資金係
保育士修学資金担当 行